

令和4年度(2022年度)第1回
伊丹市青少年問題協議会
議事(要旨)

令和4年(2022年)10月12日(水)

○開催日時 令和4年(2022年)10月12日(水) 午後4時～午後5時30分

○場 所 スワンホール3階 多目的ホール

○出席委員

会 長	井出 浩	委 員	中山 清子
委 員	田中 康之	委 員	吉田 博子
委 員	林 明美	委 員	小平 宝生
委 員	光本 秀行	委 員	上原 博美
委 員	春次 照枝	委 員	廣重 久美子
委 員	前田 久美子	委 員	大野 浩史
委 員	菰口 太志		

○欠席委員

副会長	中井 祥博	委 員	松山 和久
委 員	藤原 正人	委 員	大西 美知子
委 員	太田 弘子		

○傍聴者 1名

○議 題

- 1 ひきこもり支援について<報告>
- 2 非行防止対策について<報告>
- 3 いじめ問題防止対策について<報告>

【議事要旨】

- ・開会
- ・会議の成立及び公開について
委員18名中13名出席により会議は成立
傍聴者は1名

・議題

1 ひきこもり支援について<協議>

事務局より、事前資料1を基に、ひきこもり支援状況について説明。

(質疑)

中山委員：

昨年も聞いたが、アウトリーチ支援員の人数は、当初配置からどのくらい増えたか。

事務局：

アウトリーチ支援員は平成31年当初から現在まで1名の状態で変化はない。

井出会長：

人員を増やすということは難しいということで、1年間は現状維持の方向となるのか。

事務局：

ひきこもりの方の人数把握については、実態調査等を行っていないため、正確な情報把握はできていないが、相談窓口に来所する相談者数はコロナ禍となってから顕著に減少している。以前は、2、30件の相談であったものが令和2年度は14件、令和3年度は18件であり、相談員を増やすという要望の説得力がない現状がある。

しかし、年々積みあがっている相談もあるため、決して手が空いているわけでもない。

前田委員：

令和3年度の新規ひきこもり相談件数の中で、生活保護受給開始、市外転出などで15名中3名が年度内に支援を終了したとある。生活保護受給と支援終了とはどのように繋がるのか教えていただきたい。

事務局：

自立相談課における支援対象者は、広く生活に困窮されている方であるが、唯一、支援対象ではなくなる条件が生活保護受給ということになっている。生活保護受給者となると、生活保護のケースワーカーが支援員として付くため、生活困窮者の自立支援の法律に基づく支援対象者からは外れるということが制度上決まっているため、このような説明となる。

林委員：

新規のひきこもりの相談件数をお聞きしたが、この中でも10名と会える状況になったということで、引きこもり者数は増加傾向の中、就労して社会とつながっていける方も増えているとは思いますが、全体のひきこもり者数についてはどうなっているか。

また、家族や本人との連絡を取り続けることが、関係を途切れさせないためにも必要と言われているが、アウトリーチ支援員数も1名と聞くと、関わる間隔はどうか。定期的に1か月1回という程度ならまだ話題もつながると思うが、間隔が空きすぎると、再度初めからという状況も多々あると思う。もっと早くに関われば、早くに社会につながり、働くことができる可能性があるが、関わりが少ないために支援が進まないということもあるのではないか。

ご近所のかたで、お母さんの悩みを聞くことがあり、40歳手前の息子さんに対して、市役所の担当者が来て話をしてくれたりするが、なかなか、外に出ない。自分が生きている間はいいが、その後、息子さんはどうするのか心配であるという。元気づける声掛けをさせていただくことしかできないが。

だからこそ、支援者とひきこもり者の人数が合わないことがこれから先、大変になると感じている。実際にひきこもり者数が減っていくのか気になっている。

井出会長：

人との関わりは、人とつながってようやく出来ることなので、林委員が言うように人が大事なのだらうと思う。

また、引きこもりの方で、時々あるのは失敗してしまったというような気持ちで、ご自身が自分を情けないと思われ、今まで関わってくれた人に会えない状況になることも考えられる。色々な思いを抱えているということ踏まえて、メッセージを送り続けることが大切だと感じている。

田中委員：

令和3年の取り組みで「ひきこもり家族のつどい」があるが、こちらは、社会福祉協議会が伊丹市暮らし相談サポートセンターとこども若者企画課の後援の下に実施しており、また、自立相談課の相談員についても、暮らし相談サポートセンターには職員が3名出向という形で在籍している。実際の相談についても、その職員が他所との連携を含めてサポートしている状況である。

また、応援農園事業ということで、高齢のため管理が困難となった市内の旧土地を活用し、ひきこもりがちの方や不登校の方などに農園に参加していただくという事業も行っている。

社会福祉協議会としては、青少年問題という大きな問題に関して取り組めることは少ないが、地域資源の活用と地域の力を活用して協力していきたいと考えている。

2 非行防止対策について〈報告〉

事務局より、事前資料 2 を基に、非行防止に関する取り組み内容について説明。

(質疑)

小平委員：

少年補導は年々増えており、夏以降に増加する傾向がある。初期段階で補導できているためか、初発型非行は抑えられていると考えている。また、SNS 等々で 1 回 2 回しか見たことのない他市の友達が増えている。合同補導での対応もされているが、そういった交際範囲の広がりを警察としては、懸念しているところである。

井出会長：

SNS というのは、いろいろと心配を広げているのかと感じる。一方で、SNS なしではいられない生活が子どもたちの中にもある。大人として、どう関わっていくのが私達に課せられた課題である。

最初に令和 3 年は相談件数が減っているということが気になっていたが、これは、他機関で相談しているということで良いか。

事務局：

我々も、啓発を進めてはいるが、相談件数は増えていない。こちら側が提供する相談窓口も増えているような状況であるため、そこが要因ではないかと考えている。

井出会長：

逆に、相談件数が増えているということではなく、来所相談における内容や特徴について、最近の傾向等があれば教えてほしい。

事務局：

来所相談は、中学生では人間関係の相談が多くなっている。あとは、不登校の相談。小学生では、ゲーム依存、ゲームから離れられず学校に行けない、何よりゲームを優先するという問題が増えている。

井出会長：

ゲーム依存はなかなか大きな問題だが、どのような相談内容か。

事務局：

ゲームを何時間するのかと保護者に聞くと、発達的な特性が垣間見える。保護者に、以前に発達的なお話をされなかったかと尋ねると、小学校で、若しくは幼稚園・保育所で言われたことがあるという方がほとんどだった。特に、自閉スペクトラム症候群の子どもなどでは、過集中、依存的傾向が強いことがある。

また、保護者の帰宅時間が遅く、その時間まで一人ぼっちで過ごしているため、ゲームに依存してしまうということがあるが、保護者もそれには気づいているが放置してしまっている状況がある。

3 いじめ問題防止対策について<報告>

事務局より、事前資料3を基に、いじめ認知件数の推移や前年度の状況、今年度の取り組み等について説明。

(質疑)

光本委員：

いじめの対応について、SNS 関係、パソコンや携帯電話などでのいじめの件数が少ないと感じる。特に中学生が少ない。小学生より中学生が少ないということで、SNS の使用方法の指導が行き届いているからなどの理由を教えてください。

事務局：

SNS 関係のいじめについては、小学校認知件数は全体の 2.7%、中学校では 6.4%とそれほど多い数ではない。指導が行き届いていることもあるのかもしれないが、どちらかという、子どもたちの生活の中で、SNS が根付いているため、SNS 上でいじめがあれば、実際の生活でもいじめが起こっていると考えられる。

子どもたちに、どういういじめにあったかアンケートを行うと、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」という項目で回答している生徒もいるのではないかと考えるため、実数はもっと増えると思う。

光本委員：

では、重複しているということか。

事務局：

そのように考えている。

上原委員：

3年度の取り組み内容になるが、「町の先生制度推進事業」に関心を持った。内容と成果を教えてほしい。

事務局：

「町の先生制度推進事業」は、伊丹市教育委員会に登録いただいた方を各学校に派遣するもので、文化伝承事業や技術的なことを教える、教師以外の方が子どもに対して指導を行うという事業である。

成果としては、普段子どもたちは、教師と関わることが多いが、様々な視点を通してふれあいや、その道のスペシャリストというような方から質の高い経験をすることができると考えている。

上原委員：

そういった経験を通して自分の有用性であるとか、いろいろなことを形成していく機会につながるということで、命を大切にす教育の一つとして取り組まれていると理解すればよいか。

事務局：

助産師の方に来ていただき、命の教育の方もプログラムに含まれており、そういったところから命の大切さについて感じる機会になっている。

井出会長：

命の教育の話もありましたが、そういうことばかりではなく地域の方々のお話を伺う機会でもあるということなのか。

廣重委員：

本当に多岐にわたるジャンルがあり、例えば、戦争を体験された方のお話や昔の遊びを知っている方など、たくさんの地域の方にご登録いただいて、今の子どもたちに学ばせたい内容をリストから選択し、お願いしている。

いつも接している先生とは違う価値観を持った大人の方、いろんな視点を持つ多くの方に大切に受け継がれてきたものなどを教えていただく中で、子どもたちを地域で一緒に育てていただくという観点を持った事業である。

かなり長く続いている事業であるが、コロナ禍で実施が難しい状況になり、利用者が回復し辛い状況が続いている。コロナが収束すれば、多くの方にゲストティーチャーのような形で学校に入っていただけたらと思っている。

吉田委員：

学校での主な取り組みで、道徳教育を中心に関係づくりということで、様々なことを教えておられると思う。教えられていても、人間関係は難しいことも多い。頭で分かっているけど、いじめてしまう子どももいるだろうし、いじめと思わずにやっている子どももいると思う。

いじめと気づかない子どもたちには指導しないと仕方がないとは思いますが、いじめを受けた子どもは相談窓口に行ければいいが、行けない子どもをどうするのか。

関係先の娘さんがいじめで辛い思いをされたということで、その方とお話をする機会があった。その方には、きちんと記録を取っておかれることを勧め、記録を基に学校とも話をされ、対応していただいた結果、改善されたということがあった。

実際に、自分がいじめられる立場に立った時にどうしたらいいのかということを伝える必要がある。

井出会長：

SOS の出し方みたいなものを含めて考えるということだと思われる。

事務局：

先程のいじめのアンケート調査は全ての小中学校のデータとなる。アンケートの際には、子どもの権利についても子どもたちに伝えている。

法律に則ると、辛い思いをしたということがいじめに該当する。どのようなことがいじめに当たる行動となるかについて伝えると共に、困ったことがあれば先生に相談するという事も伝えているが、更に徹底していく。

(終了)